

令和5年度 就労的活動支援事業（モデル事業）業務委託 概要

1 添付書類・目次

- (1) スケジュール …3ページ
- (2) 受託候補者特定に係る実施要領（別紙1） …4ページ
- (3) 提案書作成要領（別紙2） …6ページ
- (4) 提案書評価基準（別紙3） …12ページ
- (5) 業務説明資料（別紙4） …17ページ
- (6) 個人情報取扱特記事項（別紙5） …21ページ

2 業務概要

本業務は、介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）第115条の45第2項第5号に定める生活支援体制整備事業における「就労的活動支援コーディネーター」を配置し、その活動を通じて、役割がある形での高齢者の社会参加等の促進及び多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ることを目的とします。

また、本事業の実施にあたり、「事業全体の企画」「マッチングツールの検討・活用」「就労的活動を含む関連取組の情報収集及び関係する機関との関係構築」「市民向け講座の実施」「企業・団体等への活動の切出し調整及び活動先の確保」「マッチング支援」「報告書の作成」について委託します。

※ 就労的活動とは

次のすべてを満たした活動とする。

ア 役割がある形での高齢者の社会参加（有償又は無償のボランティア）等であること

※「就労」とは異なる形の活動

イ 活動が、高齢者の特性や希望に合った形で、切り出されたものであること

ウ 活動が、地域共生社会の実現に向け、地域の課題解決や地域の産業振興など、地域をよりよくする活動（地域貢献的活動）であること

3 公募型プロポーザル方式について

(1) 公募型プロポーザル方式採用の理由

委託事業者の実績や専門的な知識等を重視して評価する必要があると判断し、公募型プロポーザルによって業者選定を行います。

(2) プロポーザル参加資格

別紙2「提案書作成要領 3 提案資格」のとおり

(3) プロポーザル評価委員会

公募型プロポーザルの実施にあたり、令和5年度就労的活動支援事業（モデル事業）業務委託プロポーザル評価委員会を設置します。評価委員就任依頼予定者は次のとおりです。

評価委員会 委員名簿	
委員長	健康福祉局総務部企画課長
副委員長	健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長
委員	健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課長
委員	健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課長
委員	健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長
委員	市民局地域支援部市民協働推進課長

(4) 公募型プロポーザル実施日程（予定）

日程	手続き等
令和5年3月24日（金）	ホームページ掲載（参加意向申出受付開始）
令和5年4月4日（火）	参加意向申出書の提出締切
令和5年4月12日（水）	質問の受付締切
令和5年4月24日（月）	提案書受付締切
令和5年5月中旬	業者ヒアリング・評価委員会開催
令和5年6月中旬	健康福祉局第二入札参加資格・指名業者選定委員会（選定）

令和5年度就労的活動支援事業（モデル事業）業務委託 スケジュール

提出必須書類

日程	事業者提出書類及び手続等	流れ
令和5年3月24日	参加意向申出書（様式1）受付開始	横浜市HP掲載
令和5年4月4日 17時15分必着	<p>★参加意向申出書（様式1）・資格確認書類 提出締切 （本市入札参加資格の有資格者名簿に登載されていない事業者様は、入札参加資格審査申請書の写しを必ず添付してください）</p> <p>※本プロポーザルの参加には、横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されているか、参加意向申出書を提出した時点で、登録申請中であることが必要です。手続き等ご不明な場合は下記担当までお問い合わせください。 （横浜市入札参加資格申請HP） http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/</p>	
令和5年4月6日		提案資格確認結果通知書（様式2）送付（全員） プロポーザル関係書類 提出要請書（様式6）の送付（有参加資格者のみ）
令和5年4月12日 17時15分必着	質問書（要領-1）提出締切 ※質問がある場合のみ提出	
令和5年4月17日頃		質問回答
令和5年4月24日 17時15分必着	提案書表紙（様式5）、★（要領-2～8）提出締切	
令和5年5月中旬	ヒアリング （会場：市庁舎及び周辺施設会議室またはオンライン）	評価委員会
令和5年6月中旬		結果通知書（様式7）の送付
令和5年6月下旬		契約手続き等
令和5年7月		業務開始

健康福祉局地域包括ケア推進課

電話：045-671-3464 FAX：045-550-4096

**「令和5年度就労的活動支援事業（モデル事業）業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領**

（趣旨）

第1条 「令和5年度就労的活動支援事業（モデル事業）業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について、明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価

- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 健康福祉局総務部企画課長
 - 副委員長 健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長
 - 委員 健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課長
 - 委員 健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課長
 - 委員 健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長
 - 委員 市民局地域支援部市民協働推進課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 評価委員会を欠席した委員の評価は、採点に含めないこととする。
 - 6 評価の結果、採点が同点の場合は、委員長が評価の順位を定めるものとする。
 - 7 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和5年3月3日から施行する。

令和5年度就労的活動支援事業（モデル事業）業務委託 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和5年度就労的活動支援事業（モデル事業）業務委託

2 業務の内容

業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は10,000 千円（税込）です。

なお、提案書提出時には、参考見積書を提出するものとします。

3 提案資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の(1)、(2)のいずれかの要件を満たし、かつ(3)の要件を満たすこととします。

(1) 横浜市契約規則第7条の規定による審査の結果、令和5・6年度の一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた次の営業種目・細目のいずれかについて、2位以内に登録が認められた者であること。

・営業種目「各種調査企画」 細目「B コンサルティング」

・営業種目「事務・業務の委託」 細目「B 研修」

(2) 令和5・6年度の一般競争入札参加有資格者名簿には、まだ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、当該契約に対応するとして定めた上記(1)と同様の営業種目について、順位2位以内で現に申込み中であり、契約締結日までに登載が完了する者であること。

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

4 参加表明手続き（参加意向申出書の提出）

本プロポーザルに参加する場合は、下記の提出書類を提出してください。

(1) 提出期限 令和5年4月4日（火）17時15分まで（必着）

(2) 提出書類

ア 参加意向申出書 様式1

イ 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録申請中である場合は、申請中であることが確認できる書類（申請受付内容及び入札参加資格審査申請書の写し）

(3) 提出先及び方法

ア 提出先

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課

担当：伊藤・青柳

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話：045-671-3464 F A X：045-550-4096

電子メール：kf-chiikiokatsu@city.yokohama.jp

イ 提出方法

持参又は郵送

※指定されたもの以外の方法・様式による提出は受理しません。

また、持参以外の場合は到達確認を行ってください。

(4) 注意事項

参加申し込みには「横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）」への登録が必要です。参加意向申出書の提出までに、登録の申込みを行ってください。

※手続きの詳細は、横浜市電子入札システムサイト「ヨコハマ・入札のとびら」

(<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/>)をご確認いただくか、下記、ヘルプデスクへ問合せください。

電子入札ヘルプデスク

申請入力方法等のお問合せを一括して受け付けます。

TEL：045-662-7992

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日除く。）

5 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書の提案資格を確認し、提案資格の有無にかかわらず、提案資格確認結果通知書（様式2）を郵送及び電子メールにて送付します。

併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式6）を郵送及び電子メールで送付します。

(1) 通知日

令和5年4月6日（木）までに行います。

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求められます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日後の17時15分までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

6 質問書の提出

内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、プロポーザル関係書類提出要請者全員に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 令和5年4月12日（水） 17時15分まで（必着）

(2) 提出書類 質問書（要領-1）

(3) 提出先 4(3)と同じ

(4) 提出方法 持参、郵送又は電子メール（持参以外の場合は到達確認を行ってください。）

(5) 回答送付日及び方法 令和5年4月17日(月)頃までにホームページに掲載します。

7 提案書の書式・内容

(1) 提案書は、別添の所定の書式(様式5 提案書及び要領-2~8)に基づき作成してください。

(2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。

(3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 提案者の業務経歴(要領-2)

イ 業務実施体制(要領-3-1)

ウ 予定従事者の業務経歴等(要領-3-2)

エ 業務の理解度について(要領-4)

オ 業務の実施方針について(要領-5)

カ 業務の実施手法について(要領-6)

キ 提案書の開示に係る意向申出書(要領-7)

ク ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組(要領-8)

(4) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書、イメージ図、イラスト等を使用し、簡潔に記述してください。

イ 文字は注記等を除き原則として11ポイント以上の大きさとし、各様式のページ数の上限に収まる範囲で記述してください。

ウ 色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

8 評価基準

別紙提案書評価基準のとおり

9 提案書等の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出物 提案書類一式(7(3)のとおり):2部(正本1部、複写1部)

イ 提出先 4(3)と同じ

ウ 提出期限 令和5年4月24日(月)17時15分まで(必着)

エ 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

(2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルに記載した配置予定の管理者及び担当者は、病気、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することはできません。

オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

カ 提案内容の変更は認められません。

10 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和5年5月中旬（予定）
- (2) 実施場所 横浜市庁舎又は市庁舎周辺の会議室又はオンライン（予定）
- (3) 出席者 管理者又は担当者を含む3名以下としてください。
- (4) その他 日時等の詳細については別途お知らせします。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	健康福祉局第二業者選定委員会	令和5年度就労的活動支援事業（モデル事業）業務委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委 員	健康福祉局 ・ 副局長 ・ 総務課長 ・ 職員課長 ・ 企画課長 ・ 福祉保健課長 ・ 生活支援課長 ・ 障害施策推進課長 ・ 高齢健康福祉課長 ・ 保健事業課長 ・ 経理係長（又は総務課担当係長） ・ その他委員長が必要と認める者	健康福祉局 ・ 企画課長 ・ 高齢健康福祉課長 ・ 福祉保健課長 ・ 地域包括ケア推進課長 ・ 高齢在宅支援課長 市民局 ・ 市民協働推進課長

12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知時期 令和5年6月中旬
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日後の17時15分までに提案書提出先まで提出しなければなりません。
本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明

を求めた者に対し書面により回答します。

13 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについて他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

14 プロポーザル手続きにおける注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後または指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

15 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者。
- (8) ヒアリングに出席しなかった者。

16 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) この契約は、本市契約約款を適用することとします。

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とする。

表1 基本的評価事項

評価項目 () 配点	評価の着目点		配点	評価	評価点
会社の業務経歴 (10点)	過去10年間の同種又は類似業務（高齢者の有償・無償でのボランティア活動に関する業務）に関する、市内企業・地域活動団体との具体的な連携を踏まえた実績内容		10		
予定従事者の経験 及び業務実施能力 (10点)	管理担当者	過去10年間の同種又は類似業務（高齢者の有償・無償でのボランティア活動に関する業務）に関する、市内企業・地域活動団体との具体的な連携を踏まえた実績内容	5		
	担当者		5		
業務実施方針及び 手法 (70点)	理解度 業務内容の	(1) 就労的活動支援に関する国の施策（生活支援体制整備事業等）について、十分に理解しているか	10		
		(2) 横浜市における就労的活動を含む高齢者のボランティア活動の現状や支援における課題について、十分に理解しているか	10		
	業務実施方針	(1) 横浜市における①課題や特性 ②多様な関係機関との棲み分けや連携による展開等を踏まえた実施の方向性・ポイントを打ち出せているか	10		
		(2) 事業全体の企画、マッチングツールの検討・活用、就労的活動を含む関連取組の情報収集及び関連機関との関係構築について、具体的な提案になっているか	10		
		(3) 市民向け講座の実施、企業・地域活動団体等への活動の切り出し調整及び活動先の確保、マッチング支援について、具体的かつ効果的な提案になっているか	10		
		(4) 就労的活動の切り出しに関する指針の作成、報告書の作成について、ポイントかつ具体的な提案を打ち出せているか	10		
業務の進め方（実施スケジュール等）の妥当性		10			
取組意欲等 (40点)	業務に対する取組意欲		10		
	理解度、専門技術力		10		
	提案の実現性		10		
	効果的、効率的な検討の工夫の有無		10		

評価項目	評価の着目点	配点	評価	評価点
ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組 (3点)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1		
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、よこはまグッドバランス賞の認定の取得、又は若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得	1		
障害者雇用に関する取組 (1点)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	1		
健康経営に関する取組 (1点)	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1		
評価点の合計 (135点)				

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価とする。
- (2) 評価点は以下のとおりとする。
 配点10点の項目の場合、A=10点、B=6点、C=0点
 配点5点の項目の場合、A=5点、B=3点、C=0点
 配点1点の項目の場合、A=1点、B=0点（C評価はなし）
- (3) 評価委員の合計評価点の60%を基準点とする（評価委員6人全員が評価委員会に出席した場合の満点は810点、基準点は486点）。基準点に達しない場合は不適格とする。
- (4) 同種又は類似業務の実績については、その認定範囲を明確にし、所定の提出書類に記載すること。

表2 評価の視点

評価項目	評価の着目点		評価			備考
			A	B	C	
会社の業務経歴	過去10年間の同種又は類似業務（高齢者の有償・無償でのボランティア活動に関する業務）に関する、市内企業・地域活動団体との具体的な連携を踏まえた実績内容		高度かつ豊富な実績がある	ACに該当しない	実績がない	A評価例 市内企業・地域活動団体と連携し、高齢者のニーズを基にした活動の切り出し実績がある。
予定担当者の経験及び業務実施能力	管理担当者	過去10年間の同種又は類似業務（高齢者の有償・無償でのボランティア活動に関する業務）に関する、市内企業・地域活動団体との具体的な連携を踏まえた実績内容	実績年数が5年以上	ACに該当しない	実績がない	
	担当者					
業務実施方針及び手法	業務内容の理解度	(1) 就労的活動支援に関する国の施策（生活支援体制整備事業等）について、十分に理解しているか	十分に理解している	一定程度の理解がある	理解していない	A評価例 就労的活動支援のうち、特に本人の特性や希望に沿った形でマッチングするという点について、正しく説明し、意義も見出している。 B評価例 意義は見出しているが、就労的活動支援についての理解は十分ではない。
		(2) 横浜市における就労的活動を含む高齢者のボランティア活動の現状や支援における課題について、十分に理解しているか	十分に理解している	一定程度の理解がある	理解していない	A評価例 横浜市での現状や課題について、根拠を持って適切に説明することができる。
	業務実施方針	(1) 横浜市における①課題や特性 ②多様な関係機関との棲み分けや連携による展開等を踏まえた実施の方向性・ポイントを打ち出せているか	特に優れている	一定程度打ち出せている	妥当とはいえない	A評価例 横浜市ならではの多様な関係者との連携について具体的に示されており、市の課題や特性と関連付けて、適切な実施の方向性を示すことができている。

評価項目	評価の着目点		評価			備考
			A	B	C	
業務実施方針及び手法	業務実施方針	(2) 事業全体の企画、マッチングツールの検討・活用、就労的活動を含む関連取組の情報収集及び関連機関との関係構築について、具体的な提案になっているか	特に優れている	十分である	十分とはいえない	△評価例 提案内容が具体的であり、多様な関係者の連携体制の構築や事業の実施に向けて、効果的で一貫した内容となっている。
		(3) 市民向け講座の実施、企業・地域活動団体等への活動の切り出し調整及び活動先の確保、マッチング支援について、具体的かつ効果的な提案になっているか	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	△評価例 提案内容が具体的であり、目的に沿った事業展開が期待できる内容となっている。
		(4) 就労的活動の切り出しに関する指針の作成、報告書の作成について、ポイントかつ具体的な提案を打ち出せているか	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	△評価例 高齢者のニーズの把握や活動の切り出し方について、様々な関係者が共通認識を持てるような、具体的な提案内容となっている。
		業務の進め方（実施スケジュール等）の妥当性	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	△評価例 横浜市との信頼関係を構築し、適切に判断を仰ぎながら、責任を持って業務を遂行する内容となっている。
取組意欲等	業務に対する取組意欲		非常に意欲がある	意欲がある	意欲がない	
	理解度、専門技術力		特に優れている	十分である	十分とはいえない	
	提案の実現性		特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	
	効果的、計画時の検討への工夫の有無		特に優れている	十分である	十分とはいえない	
ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		策定し、労働局に届出ている（従業員101人未満の場合のみ加算）	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上	—	

評価項目	評価の着目点	評価			備考
		A	B	C	
ワークライフ バランス・障 害者雇用に関 する取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主 行動計画の策定	策定し、労働局に届 出ている（従業員 301人未満の場合の み加算）	策定していない、 又は策定してい るが従業員301人 以上	—	
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性 の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、よこ はまグッドバランス賞の認定の取得、又は若者雇用促進法に基づく認定 （ユースエール）の取得	取得している、また は認定されている	取得していない、 又は認定されてい ない	—	
障害者雇用に関す る取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	達成している（従業 員43.5人以上）、又 は障害者を1人以上 雇用している（従業 員43.5人未満）	達成していない （従業員43.5人 以上）、又は障害 者を1人以上雇用 していない（従業 員43.5人未満）	—	
健康経営に関する 取組	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、 又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	認定若しくは認証を 受けている。	認定若しくは認証 を受けていない。	—	

令和5年度就労的活動支援事業（モデル事業）業務委託 業務説明資料

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

令和5年度就労的活動支援事業（モデル事業）業務委託

2 履行期間

契約締結日（令和5年6月末予定）から令和6年3月31日まで

3 履行場所

横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課等

4 目的

本事業は、介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）第115条の45第2項第5号に定める生活支援体制整備事業における「就労的活動支援コーディネーター」を配置し、その活動を通じて、役割がある形での高齢者の社会参加等の促進及び多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。

<参考 制度趣旨（地域支援事業実施要綱から抜粋）>

○生活支援体制整備事業 目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。

○就労的活動支援コーディネーターの配置

(1) 目的

役割がある形での高齢者の社会参加等の促進

(2) 資格・要件

地域の産業に精通している者と又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者とする。

このように、特定の資格要件は定めるものでないが、生涯現役社会の実現や市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体や民間企業と連絡調整できる立場の者が望ましい。

5 対象とする活動及び対象者

(1) 就労的活動（定義）

次のすべてを満たした活動とする。

ア 役割がある形での高齢者の社会参加（有償又は無償のボランティア）等であること

※「就労」とは異なる形の活動

イ 活動が、高齢者の特性や希望に合った形で、切り出されたものであること

ウ 活動が、地域共生社会の実現に向け、地域の課題解決や地域の産業振興など、地域をよりよくする活動（地域貢献的活動）であること

(2) 対象者

本事業の対象者は、概ね65歳以上の横浜市民とする。

6 業務の概要

次の(1)～(7)の業務を全て行うこと。なお、事業は西区及び金沢区において実施する。

また、コーディネーターの配置については、次の全ての業務を実施できる体制であれば、専任・兼任、常勤・非常勤、人数は問わない。ただし、契約にあたっては、担当職員の名簿の提出を求める。

(1) 事業全体の企画

目的を達成するため、事業全体の企画及び業務ごとの年間スケジュールの整理・作成を行う。

(2) マッチングツールの検討・活用

より多くの高齢者等の就労的活動への参加を促すため、活動先の本事業対象者への情報提供及び本人による申込み支援、本人同士の緩やかなコミュニティ形成等が可能なオンライン上のマッチングツールを検討し、試行する。

なお、マッチングツールは、原則として無料の既存ツールの利用を想定し、作り替えること（カスタマイズ）は想定しない。

(3) 就労的活動を含む関連取組の情報収集及び関連機関との関係構築

本事業と既存関連取組の棲み分け及び対象者の紹介など事業間連携を図ることを目的に、既存関連取組の訪問等により、各取組の対象者や実施内容、課題等の情報収集を実施した上で、本事業の情報共有を図り、対象者の相互紹介などの連携ができるよう関係を構築する。

連携先は、シルバー人材センター、市・区社協ボランティアセンター、市民活動支援センター、横浜子育てサポートシステム、地域ケアプラザなどを想定する。

(4) 市民向け講座の実施

特に、これまで地域活動等に参加したことのない市民の地域活動等への参加ニーズの把握及び参加にあたり必要な意識や知識等を伝える講座を実施する。回数は各区で1回以上とする。

(5) 企業・地域活動団体等への活動の切出し調整及び活動先の確保

上記(3)～(4)までの取組を通じて把握したニーズを基に、企業・地域活動団体等に活動の切出しを依頼、活動先を確保する。なお、活動先は、西区及び金沢区を中心とした横浜市内とする。

(6) マッチング支援

就労的活動支援コーディネーターや上記(2)で採用したマッチングツールの活用により、上記(5)により切り出した活動や既存関連取組へのつなぎにより、本事業の対象者を地域活動等にマッチングする。

なお、必要に応じて、本事業の対象者について、ボランティア活動保険に加入すること。

(7) 本市就労的活動の切り出しに関する指針の作成

上記(3)～(6)の活動を通じ、本市における就労的活動の切り出しに関する指針を整理、作成する。

(8) 報告書の作成

(1)～(6)の結果を報告書にまとめる。納品はデータで行う。

(9) その他（目標値について）

上記(4)～(6)の取組に参加する高齢者が100人程度として仕様に定めることを想定。

6 想定スケジュール

本委託業務は、令和5年度中において実施する。想定されるスケジュールの概略は次のとおり。

- ・ 7月：委託業務開始
 全体の企画、マッチングツールの検討・調整
- ・ 8月：関係機関への説明、事業周知
- ・ 9月：市民向け講座の実施
 企業・団体等への活動の切出し調整
- ・ 10月～2月：マッチング
- ・ 3月：報告書の完成

7 支払期限等

(1) 委託した業務内容が履行され、検査に合格後、適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払う。

(2) 事業実施経費に不足が生じた場合、市は受託者に対し不足分を補填しないものとし、実施団体が負担するものとする。

8 書類の保存期間

本委託事業に関する関係書類は、事業終了後5年間保存すること。

9 留意事項

(1) 本委託の実施にあたっては、受託者は国の動向や本市の関連する事業との連動等も踏まえ、市と協議の上実施する。打ち合わせ・協議等は本業務の進捗に合わせて随時行う。

(2) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定するものとする。

(3) 本業務で得られた成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として横浜市に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、横浜市の承諾を必要とする。

(4) 本業務による事務処理のための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

(5) 受託者は、業務の遂行にあたり電子計算機により情報を取り扱う際には、別添の「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」の規定を遵守する。

(6) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。

(7) 本契約は、令和5年度横浜市各会計予算が横浜市議会において可決された上、同年4月1日以

降に契約書を交換することによって確定するものとする。

- (8) 本契約は、本市契約約款を適用することとする。
- (9) その他の事項について、疑義が生じた場合、市と受託者が協議して解決するものとする。また、仕様書に定めのない事項については、本市契約規則及び委託契約約款に定めるところによるほか、必要に応じて市と受託者が協議して解決するものとする。

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

安全管理措置報告書

調査項目	内 容	
1 業者名	<input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人 (条例第 条)	
2 業務の作業担当部署名		
3 業務の現場責任者役職名		
4 業務の個人情報取扱者の人数		
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> ISMS <input type="checkbox"/> その他の資格 () <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入	
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程 () <input type="checkbox"/> 規程なし	
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施 (年_回/従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他 ()	
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等		
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容		
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名 称	
	内 容	
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)	

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制	
※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。	
(1) 作業施設の入退室管理	<p>作業期間中の入室可能人数</p> <p><input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ</p> <p><input type="checkbox"/>作業者以外の入室可 (<input type="checkbox"/>上記外___名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録</p> <p><input type="checkbox"/>なし (施設のみ、身分証提示のみ等)</p> <p><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入</p> <p><input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録</p> <p><input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>
(2) 個人情報の保管場所	<p>紙媒体 <input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>
	<p>電磁媒体 <input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>
(3) 作業施設の防災体制	<p><input type="checkbox"/>常時監視 <input type="checkbox"/>巡回監視 <input type="checkbox"/>耐火構造 <input type="checkbox"/>免震・制震構造</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>
(4) 個人情報の運搬方法	<p>紙媒体</p>
	<p>電磁媒体</p>
(5) 個人情報の廃棄方法	<p>紙媒体</p>
	<p>電磁媒体</p>
(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)	

11 電算処理における個人情報保護対策	
※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。	
(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型__台、デスクトップ型__台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（ ） 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ ） パスワードの付け方（ ） <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（ 年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上での個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙（全 枚）のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

(A4)

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製販その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。))を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ

め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。

2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和5年4月1日)